

現行	新設/改定
L008-3 <u>経皮的</u> 体温調節療法(1連につき) <u>5,000点</u>	L008-3 体温調節療法(1連につき) <u>2. ウォーターパッド特定加温装置を用いる場合 11,000点</u> <u>3. 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、重症熱中症又は偶発性低体温症の患者に対して、ウォーターパッド特定加温装置を用いて体温調節を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</u>